［削除］

［削除］

二　次に掲げる事態

イ　不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

ロ　不正の目的をもって、特定個人情報が利用され、又は利用されたおそれがある事態

ハ　不正の目的をもって、特定個人情報が提供され、又は提供されたおそれがある事態

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

四　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報

ロ　法第九条の規定に反して利用され、又は利用されたおそれがある個人番号を含む特定個人情報

ハ　法第十九条の規定に反して提供され、又は提供されたおそれがある特定個人情報

（個人情報保護委員会への報告）

第三条　個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、法第二十九条の四第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

一　概要

二　特定個人情報の項目

三　特定個人情報に係る本人の数

四　原因

五　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

六　本人への対応の実施状況

七　公表の実施状況

八　再発防止のための措置

九　その他参考となる事項

二　次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態

イ　漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ　法第九条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ　法第十九条の規定に反して提供された特定個人情報

三　個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四　不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態

［新設］

［新設］

（委員会への報告）

第三条　個人番号利用事務実施者（個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）又は個人番号関係事務実施者（個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者を除く。）は、前条各号に掲げる事態が生じたときは、その事態に関する次に掲げる事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

一　概要及び原因

二　特定個人情報の内容

三　再発防止のためにとった措置

四　前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］